

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）



個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。配偶者や後継者が該当する場合があります。

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の①・②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または、事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

共同経営者の方の掛金はその方の全額所得控除になります。

共同経営者の方のご加入の場合は別途必要書類がありますので、事前に事務局までお問合せください。

お申込・お問い合わせは事務局 ☎ 381-3101 まで！

ご加入の皆さんへ **ご準備ください**

「確定申告」の際には「小規模企業共済掛金払込証明書」をお持ち下さい。

～紛失された方～

プッシュホン電話で「自動発送サービス」を利用することで再発行できます。

自動発送サービス
TEL 042-567-3308

1週間ほどで届きます。

ご利用時間	朝6:00～夜12:00 (土・日・祝日もご利用できます)
ご利用方法(音声に従い操作を行ってください)	
①プッシュホン電話でおかけください	☎042-567-3308
②共済契約者番号(7桁)とCD(2桁)を押し、#を押し	(例) 1234567 89#
③生年月日の月日を押し、#を押し	(例) 4月1日生まれの場合 0401 #
④共済契約者番号の確認	正⇒「0」、「#」を押し。 誤⇒「1」、「#」を押し。
⑤依頼書類番号を押し、#を押し	355 # 掛金払込証明書 (控除証明書)
⑥連絡先の電話番号を押し、#を押し	(例) ●●●●●●●●●● #
⑦書類が届く	一週間程度で登録されている住所にお届けいたします

ただし、H29年1月～9月までに掛金の支払がない場合は発行にならない為、12月分までの支払がわかるものをご持参ください。

※再発行手続きは、インターネットを利用して申請もできます。(24時間利用可能)

新規加入や増額の手続等は「申告相談時」に同時にできます！
制度改正により、現金がなくてもお申し込みができるようになりました。

ご持参ください

※新規加入の方

- 本人名義の銀行口座と銀行お届け印
(屋号入りの通帳は使えません)

※増額の方

- 認印
- 掛金月額変更(増額減額)申込書

